

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

来署依頼状は過少申告加算税の要件に該当

Q：来署依頼状の送付後に提出した修正申告は、過少申告加算税の対象になりますか。

A：修正申告書の提出が、その申告に係る国税の調査があったことにより更正があるべきことを予知してなされたものでないときは、過少申告加算税は課されません。

そこで、来署依頼状が「調査」に該当するかどうかですが、次のような事案があります。

この事案は、来署依頼状の送付後に提出した修正申告書が、調査があったことにより更正を予知してなされたものか否かが争われていたもので、請求人はA・B両物件の「譲渡資産などの明細書」を提出したにも関わらず確定申告書にはA物件の譲渡所得金額しか記載しないで提出しました。その後、請求人は「B物件についてお尋ねし説明したいから税務署においでください」という来署依頼状により申告漏れに気づき、来署依頼日を待たずに修正申告書を提出したもので、この修正申告に対し過少申告加算税が賦課されたのを不服とし審査請求に及んだというわけです。

これに対し審判所は、来署依頼状には具体的にB物件についてと記載してあり、申告漏れを納税者に指摘し連絡した依頼状は「調査があった」というべきとの見解を示しています。さらに、納税者が調査を認識することができる程度の電話、文書等による連絡があった場合には、その後に納税者の自発的な意思に基づく修正申告書が提出されたとしても、過少申告加算税の賦課は免れないとしています。

